



白岡市空家バンク制度のご案内



～空家・空き地を有効活用したい方、空家・空き地をお探しの方はぜひご利用ください～

1 空家バンク制度とは

利活用可能な空家等（空家・空き地）の登録情報を、市ホームページ等で公開し、売りたい方・貸したい方と買いたい方・借りたい方との橋渡しを行うものです。契約交渉は市と協定を締結した公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉支部を通じて選ばれた媒介業者（宅地建物取引業者）が行いますので、安心してご利用いただけます。

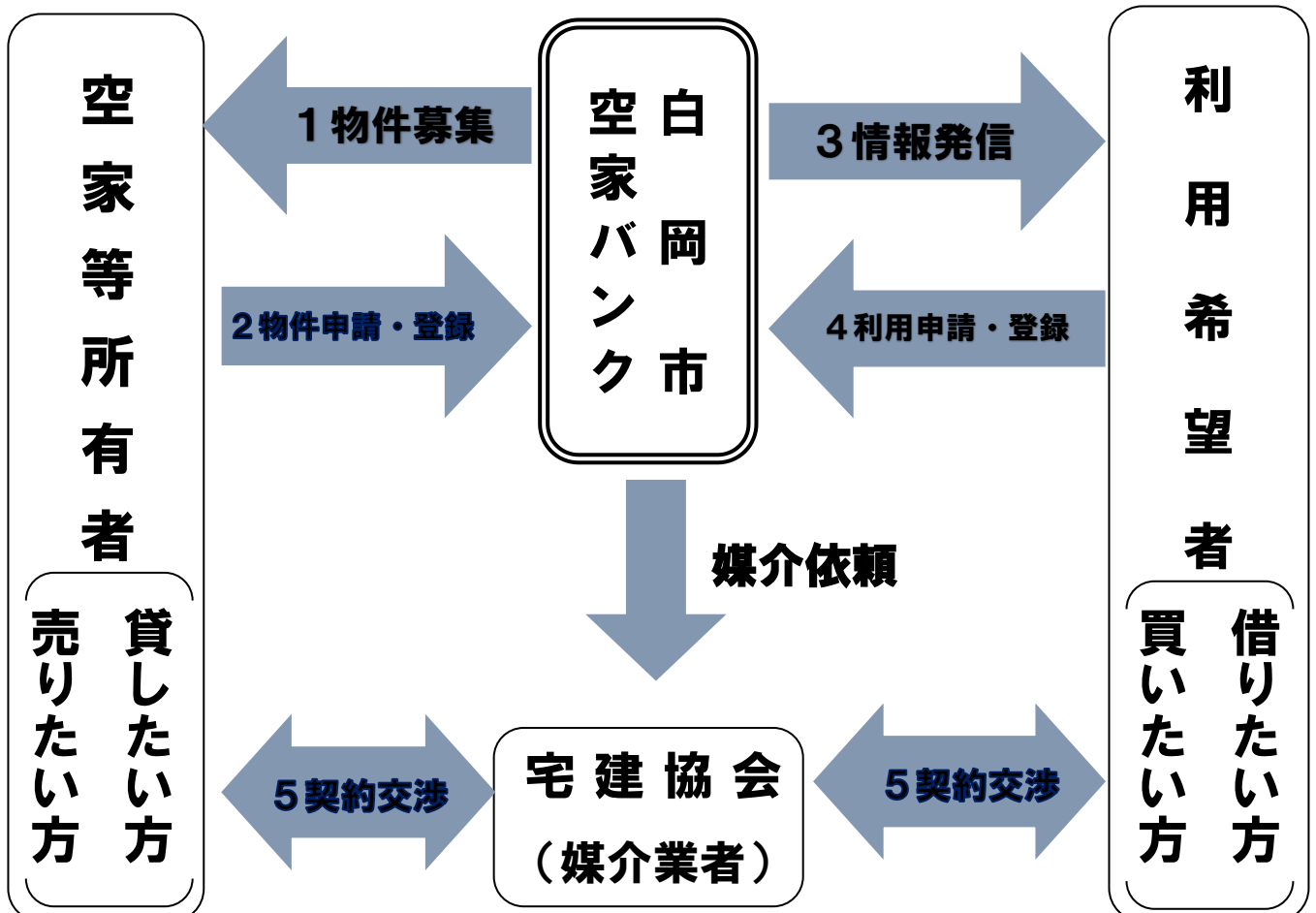
2 主なサービス内容

- ①空家等所有者、利用希望者の相談・登録受付
- ②空家等物件の調査
- ③空家等物件の情報を市ホームページ等で公開
- ④空家等所有者と利用希望者の橋渡し

【注意事項】

- 1 すでに他の媒介業者と媒介契約を締結している場合はご利用いただけません。
- 2 物件の状態によっては登録をお断りさせていただく場合があります。
- 3 市は、情報提供及び連絡調整までを行い、物件の交渉・契約等には直接関与しません。トラブルについては、当事者間で責任をもって解決してください。

3 空家バンク制度のイメージ



4 登録できる空家等の基本条件

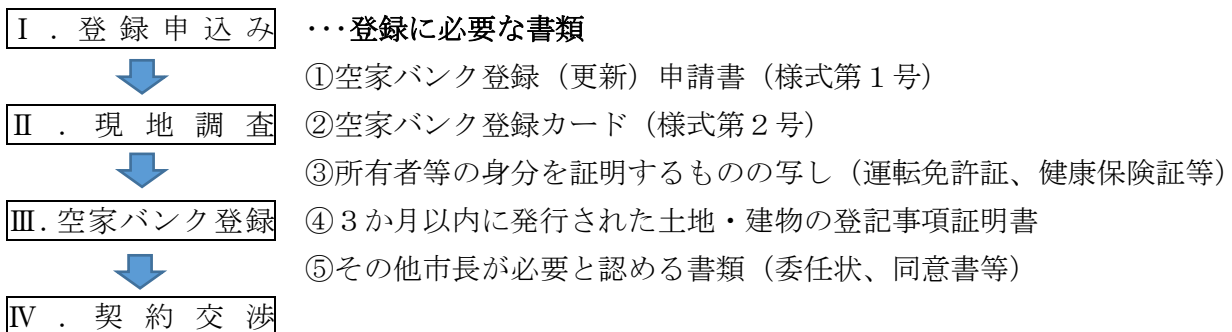
- ①老朽、損傷等が著しくない空家等
- ②登記済みの建物及び土地で、所有者と登記名義人が同一であること
- ③法令等の規定に違反する物件でないこと など

※ 上記以外にも条件があります。詳しくは市ホームページの「白岡市空家バンク制度Q&A」をご覧ください。

5 空家バンクの登録方法（空家等売りたい方、貸したい方）

登録に必要な書類を担当窓口にご提出いただき、市で物件の確認や媒介業者のご紹介などの事前調整をします。その後、現地調査を経て、空家バンクへの登録、媒介業者と媒介契約の締結となります。登録後は、物件の情報を市ホームページに掲載して紹介いたします。

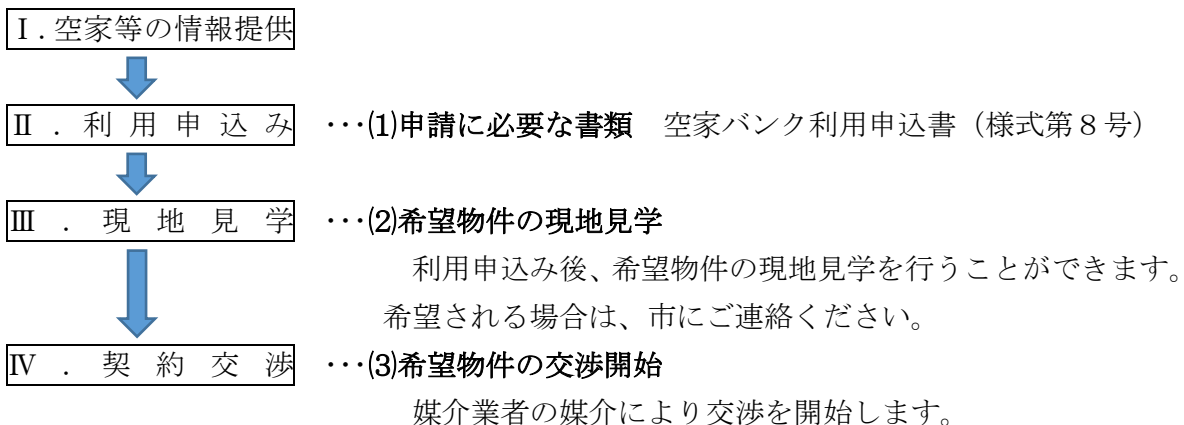
◆登録から利用までの流れ



6 利用希望者の申請方法（空家等買いたい方、借りたい方）

白岡市に定住を希望し、空家等の購入や賃借を希望する方なら、市内外を問わずどなたでも利用申請できます。

◆利用希望者の手続きの流れ



7 物件の交渉・契約について

登録物件の契約交渉から契約成立までの手続きは、物件を担当している媒介業者の媒介により進められます。なお、媒介業者の媒介には、法律で定められた媒介手数料が必要となります。

【白岡市空家バンク制度の問合せ先】

白岡市生活経済部環境課（〒349-0292 埼玉県白岡市千駄野432番地）

電話：0480-92-1111（内線284・285・286）

E - m a i l : kanky@city.shiraoka.lg.jp